

成田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、成田市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 認定地域クラブ活動…公募型プロポーザル方式等による選定手続を経て本市と部活動の地域展開に関する協定を締結した運営主体が実施する、地域展開に係るクラブ活動(地域クラブ活動)の総称をいう
- (2) 認定地域クラブ……運営主体が運営する個々の地域クラブをいう
- (3) 運営主体……公募型プロポーザル方式等による選定手続を経て本市と部活動の地域展開に関する協定を締結し、認定地域クラブ活動において、指導者の配置、参加者の募集、会場の確保その他必要な業務を行い、運営する者をいう
- (4) 実施主体……認定地域クラブにおける活動を実施するため、運営主体の下で、実際に生徒に対する指導を実施する団体(運営主体が自ら当該業務を行う場合を含む。)をいう

(認定要件)

第3条 成田市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (5) 実施主体(指導者)として活動を行う者は、前条第1項第3号に定める運営主体の指導者として登録されていること
- (6) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (7) 適切な運営体制が確保されていること
- (8) 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、別紙2「成田市認定地域クラブ活動認定要件確認書」に基づき判断する

- 3 第1項第5号に掲げる指導者の登録及び研修等については、前条第1項第3号に定める運営主体が実施するものとする。その実施にあたっては、成田市学校部活動及び地域クラブ活動に関するガイドラインを遵守するほか、当該運営主体が定める手順に沿って、別に定めるものとする

（認定申請及び認定の通知）

第4条 成田市認定地域クラブ活動の認定は、公募型プロポーザル方式等による選定手続を経て、本市と部活動の地域展開に関する協定を締結した運営主体が運営する地域クラブ活動について行うものとし、運営主体の実施する地域クラブは、全て認定地域クラブとみなすものとする

- 2 運営主体は、前項の規定により協定を締結したときは、速やかに別紙1及び別紙2を教育委員会に提出しなければならない
- 3 教育委員会は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、成田市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第1号）により、運営主体に通知するものとする
- 4 教育委員会は、第1項の規定により認定地域クラブとみなすに当たり、及び認定後において、認定要件の確認のため必要があると認めるときは、運営主体に対し、必要な書類の提出を求め、又は聞き取り（ヒアリング）若しくは活動の視察その他の方法により確認を行うことができる

（認定の有効期間）

第5条 成田市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする

（変更の届出）

第6条 成田市認定地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに成田市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第2号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない

（休止の届出）

第7条 成田市認定地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに成田市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第3号）により教育委員会に届け出なければならない

（認定取消しの申出）

第8条 成田市認定地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに成田市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第4号）により教育委員会に申し出なければならない

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、成田市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に定める認定要件を満たさなくなったとき
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- (3) 成田市認定地域クラブ活動の運営主体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、成田市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第5号)により、成田市認定地域クラブ活動の運営主体に通知するものとする

(成田市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第10条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、運営主体が実施する成田市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする

(成田市認定地域クラブ活動に対する支援)

第11条 教育委員会は、成田市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援(困窮世帯に対する活動補助、学校施設等の優先利用、学校備品及び消耗品の適正な活用等)
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和8年4月1日から施行する

別紙 1

1	団体名	
2	認定地域クラブ活動の 名称	成田市認定地域クラブ活動
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	※入りきらない場合は別紙一覧表を添付してもよい。
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 成田市認定地域クラブ活動認定要件確認書（別紙 2） ② 団体の規約または会則等 ③ 認定地域クラブ活動の活動計画書 ④ 認定地域クラブ活動に係る収支計画書（認定地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

成田市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等を求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- ☐ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- ☐ 市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※¹

※¹ 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、土日の内、原則1日は休養日を設定し、活動時間は、1日3時間程度以内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること
- ☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、認定地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 認定地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下指導人材という）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- ☐ 指導者は、市および運営主体が定める研修を受講したうえで、運営主体に登録された指導者として活動に従事すること
- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※²

※² 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、運営主体の職員等による

認定地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理者と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ☐ 市、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ☐ 参加生徒及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること
- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 認定地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、教育委員会及び生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※³
- ☐ 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる認定地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※³ 認定地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

成田市教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

様式第 1 号

年 月 日

殿

成田市教育委員会

成田市認定地域クラブ活動認定通知書

「成田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 4 条第 3 項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

- ・申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに成田市教育委員会へ連絡するとともに様式第 2 号により、変更の届け出を行うこと。

年 月 日

成田市教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

成田市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで成田市認定地域クラブ活動の認定を受けた（認定地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「成田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

年 月 日

成田市教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

成田市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで成田市認定地域クラブ活動の認定を受けた（認定地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「成田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

年 月 日

成田市教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

成田市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで成田市認定地域クラブ活動の認定を受けた（認定地域クラブ活動の名称）について、「成田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり成田市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

年 月 日

殿

成田市教育委員会

成田市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで成田市認定地域クラブ活動として認定した（認定地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「成田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 9 条の規定により通知します。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称

2. 認定取消しの理由